

2014年度 早稲田大学大学院法務研究科
法学既修者試験 論述試験
憲 法
(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

本問は、名誉権を根拠に週刊誌の出版差し止めを裁判所に求めた場合に生ずる憲法上の問題について分析することを求めたものであった。名誉権の憲法上の根拠やその妨害排除請求が可能である権利の性質、検閲禁止と表現の自由の保障の関係、検閲の定義、事前抑制禁止の原則の例外許容条件、そして本事案での差し止めの可否などが論じられるべきであろう。基本的な問題であったが、きちんと議論が展開されている答案は案外少数であった。

採点していて非常に気になったのは、プライバシー権侵害の事案と構成している答案、表現の事前の制約と事後の制約とを明確に区別せずに議論している答案、そして理由付けを示さず単に自己の見解を述べているだけの答案が多かったことである。また事案の分析の場面で、事実を評価する際、一般的には受け容れられないであろうような判断を示しているものが多数あり、一層の社会性の涵養が求められる。

憲法の学習においても、基礎的な事項が重要であることに違いはなく、反復して身につけるように心掛けて欲しい。特に、重要な判例については、学習図書で済ませず、民集や刑集などで直接最高裁の論の運び方を検討することが大切である。また、法律家には社会的に妥当な判断力が求められる。日頃の学習において、講義を受けたり、文献を読んだり、ゼミで議論したりして、社会的な妥当性の感覚を身につけるように心を砕いてほしい。古典、小説、名作映画なども大いに役に立つであろう。

以上